

沖縄県で相次ぐ米軍構成員等による女性への 性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。本件は、被害者が未成年であったことから保護者をはじめ地域社会に不安と衝撃を与えている。また、同事案の発覚に伴い、2023年1月から2024年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に沖縄県民の怒りが広がっている。

沖縄県は、本土復帰後、2022年度までの50年間で米軍人・軍属等による殺人や強制性交等の凶悪犯は、判明しているだけで584件、強制わいせつなどの風俗犯は79件にも上り、後を絶たない状況にある。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。断じて許すことはできない。さらに基地周辺住民に与えた衝撃と不安は計り知れず最も厳しい言葉で抗議する。

被害者やご家族、関係者のプライバシー保護は最優先しなければならないが、情報提供がなければ自治体は住民を守る対策を講じることもできず、今回、迅速な情報提供がなかったことは誠に遺憾である。

1995年に沖縄で起きた米兵による少女暴行事件を受け、日米両政府が合意し、「事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限とするため、在日米軍に係る事件・事故の発生の情報を、日本側及び地域社会に対して正確かつ直ちに提供することが重要であると認識する」と明記している。しかしながら、神奈川、青森、山口、長崎でも、ここ数年で、米兵ら軍関係者が、強制性交致傷や不同意わいせつの疑いなどで書類送検されたり、逮捕されたりしていたが、この合意が反故にされている。

よって、本市議会は下記の事項が速やかに実現されるよう日本政府に強く求める。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
2. 被害者への丁寧な精神的ケアを行うこと。
3. 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を示すこと。
4. 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、都道府県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

各宛